

平成29年7月3日

総務大臣

高市 早苗 様

東京都市長会会長

長友 貴樹

「森林環境税（仮称）」の創設に関する要望について

平素より東京都各市の行財政運営に御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「平成29年度与党税制改正大綱」では、市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源として森林環境税（仮称）の創設が明記され、現在、国が設置した検討会において具体的な仕組み等について総合的な検討が行われています。

森林吸収源対策として、恒久財源を確保する必要性は理解いたしますが、既存国制度による対応や新たな仕組みの導入の是非を含めた幅広い議論を尽くすことが重要です。その中で、新たな税制を導入し、森林を有しない地域を含め、国民に等しく負担を求めらるるのであれば、森林整備等に係る国・都道府県・市町村の役割分担を整理のうえ、今後の具体的な仕組みの検討に当たっては、下記の点に留意し、適切な対応を図られるよう要望します。

記

1 制度設計について

- (1) 市町村が徴収した地方税を他の市町村に再配分することは、応益負担の原則に鑑み、一貫性・整合性を欠くことから、新税は、地方税ではなく、国税とすること。
- (2) 併せて、低所得者の負担増につながるような観点からも、住民税の均等割の枠組みは活用しないこと。
- (3) 新税は、国において徴収することとし、徴収事務に関して、市町村に財政負担、事務負担等が生じないようにすること。また、新税に関する苦情等についても、国の責任において対応すること。
- (4) 新税の税額は、その目的に則して、国民負担を最小限にする合理的な水準とすること。

2 財源配分について

財源の配分に当たっては、森林整備や木材利用に限定することなく、都市部における緑地保全や地球温暖化対策等に資する取組も対象とするなど、森林を有しない自治体の環境施策にも寄与する仕組みとすること。

3 制度の周知・説明について

森林吸収源対策としての制度の趣旨や財源確保策について、都市部の住民も含め、広く国民の理解が得られるよう、十分に周知・説明を行うこと。

平成29年7月3日

農林水産大臣

山本 有二 様

東京都市長会会長

長友 貴樹

「森林環境税（仮称）」の創設に関する要望について

平素より東京都各市の行財政運営に御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「平成29年度与党税制改正大綱」では、市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源として森林環境税（仮称）の創設が明記され、現在、国が設置した検討会において具体的な仕組み等について総合的な検討が行われています。

森林吸収源対策として、恒久財源を確保する必要性は理解いたしますが、既存国制度による対応や新たな仕組みの導入の是非を含めた幅広い議論を尽くすことが重要です。その中で、新たな税制を導入し、森林を有しない地域を含め、国民に等しく負担を求めらるるのであれば、森林整備等に係る国・都道府県・市町村の役割分担を整理のうえ、今後の具体的な仕組みの検討に当たっては、下記の点に留意し、適切な対応を図られるよう要望します。

記

1 制度設計について

- (1) 市町村が徴収した地方税を他の市町村に再配分することは、応益負担の原則に鑑み、一貫性・整合性を欠くことから、新税は、地方税ではなく、国税とすること。
- (2) 併せて、低所得者の負担増につながるような観点からも、住民税の均等割の枠組みは活用しないこと。
- (3) 新税は、国において徴収することとし、徴収事務に関して、市町村に財政負担、事務負担等が生じないようにすること。また、新税に関する苦情等についても、国の責任において対応すること。
- (4) 新税の税額は、その目的に則して、国民負担を最小限にする合理的な水準とすること。

2 財源配分について

財源の配分に当たっては、森林整備や木材利用に限定することなく、都市部における緑地保全や地球温暖化対策等に資する取組も対象とするなど、森林を有しない自治体の環境施策にも寄与する仕組みとすること。

3 制度の周知・説明について

森林吸収源対策としての制度の趣旨や財源確保策について、都市部の住民も含め、広く国民の理解が得られるよう、十分に周知・説明を行うこと。